

基発 0214 第 12 号
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働基準法第 7 条に関する解釈例規の一部改正について

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）に基づいて予備自衛官が招集に応じることが、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 7 条に掲げる「公の職務」（以下「労基法上の公の職務」という。）に該当するかの解釈については、昭和 63 年 3 月 14 日付け基発第 150 号・婦発第 47 号「労働基準法関係解釈例規について」及び平成 17 年 9 月 30 日付け基発第 0930006 号「「労働基準法関係解釈例規について」の一部改正について」（以下「通達」という。）で示してきたところであるが、今般、下記のとおり通達の一部を改正することとしたので、了知されたい。

なお、通達の改正は、「中期防衛力整備計画（平成 31 年度～平成 35 年度）」（平成 30 年 12 月 18 日国家安全保障会議決定及び閣議決定）において「多様化・長期化する事態における持続的な部隊運用を支えるため、即応予備自衛官及び予備自衛官のより幅広い分野・機会での活用を進める」とされており、また、今般の多発する災害において予備自衛官の招集が行われているにもかかわらず、予備自衛官が招集に応じることのみが労基法上の公の職務に該当しないと通達において示すことは妥当ではないのではないかという疑義が生じたこと等を踏まえ、労基法上の公の職務に該当しない職務の例を一般化した上で示すものであり、これによって従前の労基法上の公の職務の解釈を変更するものではない。

その他、通達改正後においても、予備自衛官が招集に応じることは、その性質上、労基法上の公の職務には該当しないものであるものの、公共性の高い職務であることから、自衛隊法においては、使用者による解雇その他の不利益な取扱いを禁止していることに留意する必要がある。このため、例えば、予備自衛官を雇用する事業主から、予備自衛官である労働者が招集に応じるための休暇等の付与に関して相談を受けた場合には、予備自衛官が招集に応じることが労基法上の公の職務に該当しないことは、休暇等の付与を妨げる理由とはならない旨、丁寧に説明すること。

記

改正後	改正前
<p>〈公の職務〉</p> <p>本条にいう「公の職務」とは、法令に根拠を有するものに限られるが、法令に基づく公の職務のすべてをいうものではなく、本条にいう「公民としての権利」の行使を実効あるものにするための公民としての義務の観点より行う公の職務が該当するものである。そのため、①国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務、例えば、衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、労働審判員、裁判員、法令に基づいて設置される審議会の委員等の職務②国又は地方公共団体の公務の公正妥当な執行を図る職務、例えば、民事訴訟法第190条による証人・労働委員会の証人等の職務③地方公共団体の公務の適正な執行を監視するための職務、例えば、公職選挙法第38条第1項の投票立会人等の職務等は本条にいう「公の職務」に該当する。</p> <p>なお、法令に基づく公の職務であっても、本条にいう「公民としての権利」の行使を実効あるものにするための公民としての義務の観点より行うものではない場合には、本条にいう「公の職務」には当たらないものである。</p>	<p>〈公の職務〉</p> <p>本条の「公の職務」とは、法令に根拠を有するものに限られるが、法令に基づく公の職務のすべてをいうものではなく、①国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務、例えば、衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、労働審判員、裁判員、法令に基づいて設置される審議会の委員等の職務②国又は地方公共団体の公務の公正妥当な執行を図る職務、例えば、民事訴訟法第271条による証人・労働委員会の証人等の職務③地方公共団体の公務の適正な執行を監視するための職務、例えば、公職選挙法第38条第1項の選挙立会人等の職務等をいうものである。</p> <p>なお、単に労務の提供を主たる目的とする職務は本条の「公の職務」には含まれず、したがって予備自衛官が自衛隊法第70条の規定による防衛招集又は同法第71条の規定による訓練招集に応ずる等は「公の職務」には該当しない。</p>